

熊本市「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店登録実施について

熊本市では、近年課題となっている食品ロスの削減を進めるため、「もったいない！食べ残しゼロ運動」（以下「食べ残しゼロ運動」という。）に取り組めます。

ここでは、この趣旨に賛同し、食べ残しの削減に取り組んでいただける熊本市内の飲食店や宿泊施設等の事業者を、食べ残しゼロ運動協力店として登録するために必要な事項を定め、市民等へ広く紹介することにより利用者への意識啓発を図り、食品ロスの削減につなげることを目的とします。

● 対象となる事業者

- (1) 熊本市内で営業する飲食店や宿泊施設等の食事類を提供する事業者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。

● 登録要件

食品ロス削減のため、以下の取り組みのいずれか1つ以上を実施してください。

- (1) 店頭、店内に運動ポスター、チラシおよびステッカーを掲示
- (2) お客様に食べ残しゼロを促す呼びかけ（30・10運動の紹介等）
- (3) 小盛りメニューの提供、コース内容の変更等
- (4) その他食べ残し削減に対する独自の取り組み、啓発活動等

● 取り組み内容

- (1) 前述の登録要件を満たし登録された事業者は、積極的に食品ロスの削減に努めるものとする。
また、熊本市から交付されたポスター、ステッカー等を掲示し、来店者等への周知に常に努めるものとする。
- (2) 協力店として登録された事業者は、「食べ残しゼロ運動」に関するアンケート調査に協力するものとする。

● 登録店の登録、廃止、変更および登録の取り消し

- (1) 協力店への登録を希望する店舗・事業所の代表者は、「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店登録申込書（第 1 号様式）（以下「申込書」という。）を、熊本市長（以下「市長」という。）に提出する。
- (2) 市長は、提出された申込書の内容を確認し、登録の要件を満たしていると認められる場合は、登録を行う。
- (3) 協力店は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店登録内容変更届（様式第 2 号）を速やかに市長に提出するものとする。
- (4) 協力店は、対象事業者及び登録要件を満たさなくなった場合又は登録の廃止を希望する場合は、「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店登録廃止届（様式第 3 号）を速やかに市長に提出するものとする。
- (5) 市長は、協力店が対象事業者及び登録要件に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明したとき又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断したときは、登録を取り消すことができる。
- (6) 登録を廃止又は取り消された店舗・事業所は、熊本市から交付されたポスター・ステッカー等を速やかに撤去するものとする。
- (7) 熊本県「九州食べきり協力店」への登録申込者が、熊本市「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店への登録を希望する場合は、熊本県からの情報提供をもって当協力店として登録する。

● その他

前項までに定めるものの他、必要な事項は事業ごみ対策課長が定めるものとする。